

千葉大学大学院医学研究院における倫理審査等に関する規程

平成19年12月10日
制定

(趣旨)

第1条 千葉大学大学院医学研究院及び医学部附属病院（以下「医学研究院等」という。）で行われるヒトを直接対象とした医学の研究が次の各号に掲げる宣言及び指針の趣旨に沿って倫理的配慮のもとに行われるよう、医学研究院において倫理審査及び生命倫理審査（以下「倫理審査等」という。）を行うものとする。

- 一 ヘルシンキ宣言（1964年世界医師会採択、2002年世界医師会修正）
- 二 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年3月29日文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示）
- 三 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年12月22日文部科学省・厚生労働省告示）

(委員会の設置)

第2条 前条に規定する倫理審査等を行うため、医学研究院に倫理審査委員会及び生命倫理審査委員会を置く。

2 委員会の組織、審議事項及び審査手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(遺伝子組換え実験等の取扱)

第3条 医学研究院等において実施される遺伝子組換え実験等については、国立大学法人千葉大学遺伝子組換え実験等安全管理規程の定めるところによる。

(事務)

第4条 倫理審査等の事務は、医学部事務部において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、倫理審査等に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。